

ななかまど教育学院 学則

第1条（目的）

ななかまど教育学院（以下、「本校」という。）は、介護サービスの評価・調査を通じて福祉に係るなかで、福祉人材の育成も手がけており、高齢社会に向けて、専門的知識・技術を持った質実共に有能で役立つ多くの人材を輩出して、地域福祉への貢献を目的とする。

第2条（運営法人・名称・所在地）

本校の運営法人は、特定非営利法人 NPO 社会福祉振興会とする。

本校の名称は、ななかまど教育学院とする

本校の所在地は、札幌中央区北4条西7丁目 緑園木下ビル 2Fとする。

第3条（課程学科・修業年限・定員）

本校の課程学科、修業年限、定員は次の通りとする。

課程名：介護福祉士実務者研修 通信科

修業年限：6ヶ月

受講生は1年を超えて在学できない。

定員：30名

第4条（養成課程・授業）

	介護福祉士 実務者研修	通信教育に よる授業	面接授業 (介護過程Ⅲ)	面接授業 (医療的ケア)
無資格者	450時間	405時間	45時間	8時間
初任者研修修了者	320時間	275時間	45時間	8時間
訪問介護員 1級取得者	95時間	50時間	45時間	8時間
訪問介護員 2級取得者	320時間	275時間	45時間	8時間
訪問介護員 3級取得者	420時間	375時間	45時間	8時間
介護職員 基礎研修修了者	50時間	50時間	なし	8時間

第5条（運営組織）

(1) 校長 1名

(2) 専任教員 1名以上

- (3) 非常勤講師 (専任教員が多数の場合、必要としない)
- (4) 事務職員 1名
 - 2 校長は本校を代表し、校務全般を統括する。
 - 3 専任教員及び非常勤講師は、受講生の教育をつかさどる。
 - 4 事務職員は事務に従事する。

第6条 (入学・時期・方法)

本校は、志ある人は誰でも入学できる。

入学時期は毎年度6月・1月・4月とする。

入学志願者は指定の期日までに本校所定の書類に必要事項を記入し、応募する。先着順に受付し、定員に達した場合は締め切りとする。ただし、若干名の待機者を設ける。

受付終了後、期日までに決められた書類を提出し、受講料および印刷教材料を納入しなければならない。

入学を許可されたものは以下の受講料を事前に支払わなければならない。

	無資格者	初任者研修 修了者	訪問介護員 1級取得者	訪問介護員 2級取得者	訪問介護員 3級取得者	介護職員 基礎研修 修了者
受講料	198,000円	165,000円	78,000円	165,000円	195,000円	29,000円

第7条 (休学・退学)

休学の希望があった場合は、次回の研修に引き継ぐことができる。

退学の希望があった場合は、面接相談の上、認めることができる。但し、その場合、受講料は返金しないものとする。

第8条 (履修方法)

通信授業は、無資格者の場合405時間、訪問介護員2級取得者の場合275時間分の学習を決められたスケジュール表に基づいて各々テキストで学び、定められた期間内に、課題及びレポートを提出し、添削指導を受けなければならない。

面接授業は、本校のセミナー室及び本校が指定する施設において実施する。

「介護過程Ⅲ」を7日間で45時間、「医療的ケア演習」を2日間で8時間の合計9日受講することとする。欠席は認めない。万が一欠席した場合は、有料にて補講を行うか、次回の研修で該当講義を受講して修了とする。

受講生は学修内容について相談、質疑等がある場合は、質問表や電子メールによって行うことができる。

第9条（評価方法）

学修の達成度は、各科目の課題を期日までに提出し、70点以上を合格とする。

不合格の場合は、追試として再び課題及びレポートを提出する。相談がある場合は事務局が話を聞き、担当教員へ連絡する。

面接授業については、介護過程Ⅲは最後に考査の時間を設ける。医療的ケアの演習はそれぞれの演習内容を5回以上ずつ体験し講師が指導評価する。

第10条（懲戒）

校長は、学生の本分に反する行為があったと認められるときは、これに懲戒処分を行うことがある。

2 懲戒は、訓告、及び退学とする。

3 前項の退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなく、課題提出状況の極めて悪い者
- (3) スクーリング時に秩序を乱す等、学校の指示に反した者

附則

この規程は、平成27年6月1日より施行する。